

第 8 章 課題別計画の立案と推進

この第一次調整計画の内容は、いうまでもなく市の各部課の活動をとおして具体化される。市では、すでに毎年度、向う 3 カ年の実施計画を策定し、長期計画の実現をはかってきた。しかしながら今日の複雑かつ高度化した市民要求に応えるためには、これら諸施策間の有機的連関を可能にするより総合的な課題別計画を策定して、予算編成をはじめ事業や施策の実施にあたってその指針とする必要がある。

この課題別計画の策定によって、この調整計画の第 7 章に提示された個々の事業や施策は、担当部課の日常的予算執行のなかに埋没することなく、その総合的効果を十分に発揮できるし、また同様にこの調整計画の中核をなす第 4、5、6 章にかかげた主要課題も内容のある具体的な方針としていかされることになる。現に市は、すでに学校鉄筋化計画、完全下水道化計画等の成果を積みあげ、また、長期計画の実施過程において交通安全計画、緑化計画等若干の個別計画を策定してきたが、今後さらにこの調整計画にもとづきこのような課題別計画を推進する。たとえば、緊急性の高い課題別計画としては防災計画、用地計画、ハンディキャップをもった人々にたいする総合的施策、中央公園、コミュニティ施設の配置内容と運営、バス輸送網、市民ボランティア・システム、事故責任と補償をはじめ多くのものが考えられる。この個別計画の策定にあたっては、とくにつぎの二点について配慮する。

その一つは、長い間のしきたりをもったタテ割り組織をとる市の行政が、今日の行政課題の変化、市民の価値意識の変化に対応しにくいため、新しい行政のスタイルをうみだすことを必要としている点である。したがって、課題別施策は、既存のタテ割り組織にとらわれることなく、市民生活にその発想の出発点をもち、市民生活に総合的、計画的に対処でき、しかもその立案過程に市民参加の手続をも確保したものとす。

いま一つは、課題別計画は、それと関連をもつすべての行政分野に対してここでも総合的、計画的な配慮を必要とする。という点である。したがって、必要とされる課題別計画の種類および内容については、今後職員参加によって十分検討したうえで確定する。また、その責任担当部課を個別に定め、関連部課間の調整にあたらせるとともに、必要に応じて庁内にプロジェクトチームを編成し、課題別計画の策定を推進する。このプロジェクトチームには独自性が発揮できるように、必要な措置を講ずる。

課題別計画策定にあたっては、まず「討議要綱」を作成し、市報の特集号を十分に活用して、その策定過程およびその実施過程を市民に公開し、報告する。さらにこの策定にあたっては「地域生活環境指標」の有効利用をはかるとともに、長期計画の調整にあわせ、「地域生活環境指標」を3年ごとに改訂する処置をとる。また、毎年刊行されている「武蔵野市市勢統計」は地域生活環境指標と関連づけよう編集内容を改編する。

第9章 財政計画

さきに策定した長期計画は、実施段階にはいつてすでに3年を経過したが、巻末付表で示すとおり、ほぼ計画どおり施策を進めている。

これらの事業費を含めた46～48の3年間における各年度ごとの財政収支は次頁第1表のとおりである。

調整計画の計画期間である昭和49年度～昭和53年度の財政収支総額の見通しは次頁第2表のとおりである。

この財政計画では、歳入面において市税をはじめとする自主財源を堅実に推計するとともに、法令にもとづく国・都の支出金や起債を見積り、歳出面において人件費を含む経常的経費と、既定施策の継続に要する義務的経費を算出した上で、新規事業に振り向け得る財源を確認した。第7章に掲げた調整計画の諸施策は、この財源の範囲内によってとりあげたものであるから、その実行性は財政的に裏付けられている。

本市のこれまでの財政構造に比べて、「公債費」の比重が高くなっているのが特徴であるが、その要因の大半は公共用地取得の財源を起債と公社立替に依存しているためである。用地の取得には一時的に巨額な費用を要するので、長期借入金によって賄うことにより、財政負担を後年度に分割せざるを得ない。したがってその元利償還金が年ごとに漸増することになるが、この計画では本市財政の健全性をいちじるしく損うまでにはいたっていない。

六大事業計画はもとより、福祉、文教計画の諸施策においても用地の取得が先決であり、用地取得が調整計画遂行の成否を左右するといっても過言ではない。この観点から、市の執行態勢の充実に努力するとともに、市民の理解と協力を望みたい。

第1表 昭和46～48年度 財政の推移

入		出					
単位百万円、()は増成比%		人件費	物件費	補助費	公債償還費	経費	その他
1,038 (8.2)	計 12,718	1,866 (21.9)	709 (6.3)	709 (6.3)	584 (5.5)	4,043 (17.5)	557 (6.6)
1,224 (44.1)	計 8,518	1,224 (45.0)	613 (7.5)	613 (7.5)	608 (5.5)	4,043 (17.5)	557 (6.6)
919 (8)	計 10,510	1,786 (17.0)	757 (7.7)	757 (7.7)	1,644 (15.0)	5,404 (51.4)	566 (5.4)
1,038 (8.2)	計 12,718	3,036 (23.9)	908 (7.1)	908 (7.1)	1,136 (8.9)	6,600 (51.9)	717 (5.8)

(注) ○各年度の金額は「国民健康保険事業会計」を除く各会計を合算し、これに武蔵野市開発公社の立替による用地取得費を加えたものである。
○武蔵野市開発公社立替金は市債とみだし、同公社に対する返還金は公債費とみなして算入した。
○昭和48年度は、年度末における見込額である。

第2表 昭和49～53年度 財政計画

入		出					
単位百万円、()は増成比%		人件費	物件費	補助費	公債償還費	投資的経費	その他
8,000 (84.1)	計 103,650	29,716 (28.7)	11,246 (10.9)	3,780 (5.6)	5,959 (5.7)	37,006 (35.7)	3,979 (3.8)
5,577.4 (57.7)	計 103,650	5,577.4 (57.7)	5,577.4 (57.7)	5,577.4 (57.7)	5,577.4 (57.7)	5,577.4 (57.7)	5,577.4 (57.7)

(注) ○各年度の金額は「国民健康保険事業会計」を除く各会計を合算し、これに武蔵野市開発公社の立替による用地取得費を加えたものである。
○武蔵野市開発公社立替金は市債とみだし、同公社に対する返還金は公債費とみなして算入した。

第10章 市政における態勢の確立

『長期構想・長期計画』にもとづくこの第1次調整計画の実現にあたっては、市民の積極的参加による市民の創意性と批判性を結集しなければならないが、同時に市政における態勢の改革に努力する。

(1) 市の行政態勢の確立のためにつぎの課題にとりくむ。

① 市民参加システムへの対応

市民委員会方式および市民会議方式をさらに推進する。市民委員会が設置されている市民センター、コミュニティ、緑化、健康、清掃、市民文化、広報（近く設置予定）という新しい行政課題は、既成のタテ割り行政ではとりくみにくい総合行政的性格をもっていることに注目して、部局相互間の調整をはかるとともに、市民参加に対応できるよう庁内態勢を整備する。

② 政策情報の公開と市の責任態勢の樹立

市は政策決定後に「おしらせ」するだけではなく、決定以前に市民、職員に政策情報を公開して、市民間の討議、職員間の討議のチャンスを拡大する。市広報、庁内報その他の広報広聴システムの全般的改革については、広報市民委員会を含めて検討する。また市民による要求、要望、質問にたいしては、庁内ルールを強化して、必ず一定期間内に回答する。

③ 機構の改革

今日の新しい行政課題に対処して、課題別計画の策定を推進するだけでなく下記の要求に応ずるために部課の再編を検討する。

① 市民要求に統一的にこたえる執行態勢の整備（市民相談、広報、コミュニティ、市民施設の運営管理、市民文化、職員研修など）

② 生活環境の水準上昇のための総合行政の充実（交通、公害、緑化）

③ 都市計画、防災計画の総合推進態勢の確立

④ 新しい行政課題に対処した行政態勢の確立のため、一般研修、専門研修をふくむ職員研修を必要とする。市政全体について広汎な理解をもつ職員の育成のため、企画機能への職員参加をもはかるとともに、部課ごとの研修態勢の確立をはかる。また、庁内研修に市民の協力を求めるとともに市民への開放を考慮する。そのほか職員図書室および市政資料室を設置し、また職員の研究成果等

を発表するために研究調査季報を発行する。

- ⑤ 今後自治立法としての条例・要綱策定が多くなることが予測されるので、法務担当職員の充実をはかる。
- ⑥ 学校開放を含めて市民施設の市民による利用と管理運営のチャンスの拡大をはかるために、不慮の事故における責任・保障のあり方を抜本的に検討する。
- ⑦ 今後行政への市民参加の拡大が予想されるので、市民ボランティアの処遇については職員機構とは別わくとして弾力的運営をはかることを明確にすべきである。なお、ボランティアの活動にともなう不慮の事故について対策を講ずる。
- ⑧ 市民センター建設にともなう市役所移転のため、以上の①②③の問題点をふまえて早急に事務過程改革をめざす態勢・組織を確立し、これと表裏の関係をなす市民センター設計と有機的連関をはかる。

(2) 自治体の相互協力および都・国への要望

- ① 清掃、上下水道だけでなくさらに特別養護老人施設、重度心身障害者（児）施設など専門施設を必要とする施策についても、自治体間の広域協力をすすめ同時に都および国の政策転換を要請する。
- ② 市、都、国の各レベルの行政課題を区別し、公立高校、広域緑地、公害対策、医療対策、大型・不燃ゴミ処理、幹線道路などはとくに都にたいし、また社会保障、住宅、物価などはとくに国にたいし積極的に発言していく。とくに高校問題については、その緊急性にかんがみ、高校進学の実状をふまえて、都と適切な方策を協議する。
- ③ 財政を含む自治権の確立のために、市は他の自治体と協力して都および国に対して積極的に働きかける。